

○審査選定基準等について【新規開業支援事業・新分野進出支援事業】

申請者から事業計画等の提出書類の申請を受けた後、申請要件の適合性について1次審査を行い、つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業審査委員会を開催し、以下の基準により審査し、最終的に、村長が予算の範囲内で事業採択を行います。

【審査選定基準】

① 投資効果の判定

村の補助額に対し、相当程度の初期投資効果があること。

投資効果＝事業費／補助額

② 経済循環創造効果の判定

村の補助額に対し、相当程度の経済循環（売上高）が創出されること。

経済循環創造効果＝売上高の累計（事業期間）／補助額

③ 地元雇用創出効果の判定

村の補助額に対し、相当程度の雇用が創出されること。

地元雇用創出効果＝人件費の累計（事業期間）／補助額

④ 事業所等の設置場所の判定

村長が指定する区域内で事業を開始するなど、事業を実施する場所が適切であるか。

⑤ 村内経済への波及効果の判定

村内既存事業者等と取引は発生するのか、村外需要を取り込み村内の経済を拡大させる事業であるかなど。

⑥ 事業の内容に継続性が見込まれるかの判定

補助金による支援終了後も長期間事業が継続され、売上高、付加価値額、営業利益が増加していく蓋然性が高いこと。

⑦ 事業に必要な資金が確保されているかの判定

事業を進めるにあたって、必要な資金が確保されていること。

⑧ 村内の生活や産業にとっての必要性の判定

村内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスであるにも関わらず、村内に同サービス等を提供する事業者が不在のため、村外事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること。

⑨ その他の判定

イ) ターゲットとする市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ) 村長が指定する区域内で事業を開始する者

ニ) 村長が指定する空き家等を活用する者

ホ) 申請日を起算して、村内に15年以上居住した経験のある45歳以下の者

(留意事項)

事業採択に当たっては、上記の審査基準に加え、本事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしております。

- イ) これまで事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、起業等に係る支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 申請者を支援すると、村内の同業他社との競争関係を歪めかねない事業
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのような対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業